

地方独立行政法人宮城県立病院機構

平成27年度第4回理事会議事録

日 時：平成28年3月23日（水）午後2時から午後5時10分まで

場 所：本部事務局会議室（がんセンター2階）

出席者：西條理事長（議長）、千葉副理事長、小野寺理事、片倉理事、小高理事、近内理事、
近藤理事、千葉理事、小山監事、柳川監事

1 議事録署名人の指名

- ・ 議長から今回の議事録署名人に片倉理事を指名

2 議 題

（1）組織規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から組織規程の一部改正（案）について説明があった。
 - ・ がんセンターに緩和ケアセンターを設置するとともに、緩和ケアセンターに新たな職を設置するもの。また、がんセンター事務局の課の業務分担の見直しを図るため、所要の改正を行うもの。
- その後、採決を行い、原案のとおり議決された。

（2）職員就業規則の一部改正（案）について

（3）有期雇用職員就業規則の一部改正（案）について

（4）有期雇用職員の就業条件の特例を定める規程の制定（案）について

- 本部事務局から（2）～（4）について、関連があるため、一括で説明があった。
 - ・ （2）について、宮城県では、職員の配偶者同行休業に関する条例を平成26年7月に施行しているが、当法人では、規程を制定していなかったことから、配偶者同行休業制度を設けるため、所要の改正を行うもの。また、宮城県人事委員会規則の改正に伴い、特別休暇の取扱いについて所要の改正を行うもの。また、平成25年4月に財団法人宮城県職員互助会が一般財団法人に移行されているが、規程中の文言整理を行っていなかったため、所要の改正を行うもの。
 - ・ （3）について、宮城県人事委員会規則の改正に伴い、職員就業規則の特別休暇の取扱いと同様に、有期雇用職員の無給休暇について所要の改正を行うもの。
 - ・ （4）について特定の有期雇用職員に賞与の支給が可能となるよう就業上の特例について、必要な事項を定めるもの。
- その後、3案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(5) 配偶者同行休業規程の制定（案）について

(6) 処務規程の一部改正（案）について

(7) 職員退職手当規程の一部改正（案）について

(8) 職員給与規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から（5）～（8）について、関連があるため、一括で説明があった。
 - ・（5）について、職員就業規則第38条の2の規定に基づき、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための配偶者同行休業の取扱いについて、必要な事項を定めるもの。
 - ・（6）について、配偶者同行休業規程の制定に伴い、処務規程第4条の規定に基づく本部事務局長が専決することができる事務に、配偶者同行休業の承認等に関する事務を加えるもの。また、法人化する際に、自己啓発等休業の承認等に関する事務を盛り込んでいなかったため、所要の改正を行うもの。また、老人保健法の改正により、法律の名称が高齢者の医療の確保に関する法律に改称されているが、規程の改正を行っていなかったため、所要の改正を行うもの。
 - ・（7）について、配偶者同行休業規程の制定に伴い、関係規程の整備を行うもの。
 - ・（8）について、配偶者同行休業規程の制定に伴い、関係規程の整備を行うもの。また、宮城県人事委員会規則の改正に伴い、所要の改正を行うもの。また、がんセンターに緩和ケアセンターを設置することに伴い、給料の調整額や管理職手当の支給対象となる職の取扱いを定めるため、所要の改正を行うもの。また、平成26年12月の寒冷地手当の導入の際に、一部改正漏れがあった箇所について、所要の改正を行うもの。
- 小山監事から、配偶者同行休業規程について、休んでいる間の共済保険や年金等の自己負担分等についての質問があり、事務局から、本人負担も事業者負担も従来どおりとなるとの回答があった。
- 小山監事から、配偶者同行休業制度は、国内での適用についての質問があり、事務局から、国内の場合は適用されないとの回答があった。
- 近藤理事から、ジェネラルマネージャーの配置について、配置職種についての質問があり、本部事務局から、看護師を配置するとの回答があった。
- その後、4案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(9) 職員懲戒規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から職員懲戒規程の一部改正（案）について説明があった。
 - ・懲戒審査会に置く幹事の範囲に、法人化の際に本部事務局の次長を入れていなかったことから、所要の改正を行うもの。
- その後、採決を行い、原案のとおり議決された。

(10) 旅費規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から旅費規程の一部改正（案）について説明があった。
 - ・ 旅費規程の別表1「職務区分表」について、平成27年3月に技能職等給料表の改正が行われた際に、必要な改正を行っていなかったため、改正を行うもの。また、別表第3「外国旅行の旅費」の取扱いについて、所要の改正を行うもの。
- その後、採決を行い、原案のとおり議決された。

(11) 会計事務等取扱規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から会計事務等取扱規程の一部改正（案）について説明があった。
 - ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月に施行し、共済掛金の算定が標準報酬制に移行したことに伴い、事務処理に必要な科目を追加するもの。
- その後、採決を行い、原案のとおり議決された。

(12) 契約事務取扱規程の一部改正（案）について

(13) 寄附金取扱規程の一部改正（案）について

(14) 使用料及び手数料規程の一部改正（案）について

(17) 診療規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から(12)～(14)及び(17)について、関連があるため、一括で説明があった。
 - ・ これらの規程の改正については、主に引用している法律等の改正や法律名の改称等の他、文言整理が主な改正理由となっている。法律等が改正された際、その都度、規程の改正を行うべきだったが、改正していなかったため、所要の改正を行うもの。
- その後、4案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(15) 情報公開規程の一部改正（案）について

(16) 個人情報の保護に関する規程の一部改正（案）について

- 本部事務局から(15)～(16)について、関連があるため、一括で説明があった。
 - ・ (15)について、新しい行政不服審査法が平成28年4月から施行されることに伴い、宮城県情報公開条例の一部が平成27年12月に改正された。当法人は、同条例の実施機関となっていることから、事務処理を適切に実施するため、所要の改正を行うもの。
 - ・ (16)について、新しい行政不服審査法が平成28年4月から施行されることに伴い、宮城県個人情報保護条例の一部が平成27年12月に改正された。当法

人は、同条例の実施機関となっていることから、事務処理を適切に実施するため、所要の改正を行うもの。

- その後、2案について採決を行い、原案のとおり議決された。

(18) 平成27年度補正予算について

- 各病院から経営状況及び平成27年度補正予算について説明があった。その後、本部事務局から本部事務局と法人全体の補正予算について説明があった。
- その後、採決を行い、平成27年度補正予算は原案のとおり議決された。

(19) 平成28年度運営方針及び運営計画について

(20) 平成28年度当初予算について

- 各病院及び本部事務局から(19)～(20)について説明があった。
 - ・ 近藤理事，千葉理事，柳川監事から，経営改善への取組についての意見があり，本部事務局から意見を踏まえて取組を実行していくとの回答があった。
- その後、採決を行い、平成27年度補正予算は原案のとおり議決された。

(21) 地方独立行政法人法に基づく平成28年度計画について

- 本部事務局から(21)について、説明があった。
- その後、採決を行い原案のとおり議決され、宮城県知事へ届出することとなった。

(22) その他

- 特になし

3 報告事項

(1) 精神医療センターの建て替えについて

- 本部事務局から精神医療センターの建て替えについて説明があった。

(2) 職員採用状況について

- 本部事務局から職員採用状況について説明があった。

(3) 会計事務等取扱規程（規程24号）に係る勘定科目及び予算科目の細節の追加について

- 本部事務局から会計事務等取扱規程（規程24号）に係る勘定科目及び予算科目の細節の追加について説明があった。

(4) その他

○ 特になし

以 上